

平成 25 年 8 月 20 日

各 位

株式会社バルクホールディングス
代表取締役社長 大竹 雅治
(コード番号：2467 名証セントレックス)
問合せ先：取締役管理本部長 五十嵐 雅人
電話番号：03-5649-2500 (代表)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年8月20日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日) を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主が所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	63,220 株 (平成 25 年 8 月 20 日現在)
② 今回の分割により増加する株式数	6,258,780 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	6,322,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	25,288,000 株

※上記株式数は、基準日までに新株予約権の行使によって変動する可能性があります。

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日 (金曜日)
② 基準日	平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日)
③ 効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額等の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株あたりの行使価額を平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日) 以降、以下のとおり調整いたします。また、新株予約権の目的となる株

式の数についても比例的に調整されます。

銘柄	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権（平成17年3月24日発行）	40,000円	400円

3. 単元株制度の採用

（1）新設する単元株式の数

上記2. の株式分割の効力発生を条件として、株式分割の効力発生日である平成25年10月1日（火曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

（2）新設の日程

平成25年10月1日（火曜日）

（ご参考）平成25年9月26日（木曜日）をもって、名古屋証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

（1）変更の理由

上記2. の株式分割及び3. の単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び会社法第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日（火曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。

②第7条（単元株式数）を新設いたします。

③現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

④第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

（2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>252,880株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>25,288,000株</u> とする。
（新設）	<u>（単元株式数）</u> 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。
<u>第7条～第31条</u> （条文省略）	<u>第8条～第32条</u> （現行どおり）
（新設）	<u>附則</u> 第6条（発行可能株式総数）の変更及び第7条（単元株式数）の新設、ならびにそれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日をもってその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。

以 上